

「無災害記録証(第3種)」を授与しました

令和4年4月6日



写真：(株)タクマテクノスひたちなか事業所 所長

水戸労働基準監督署(署長 小室 順)は、管内にある(株)タクマテクノスひたちなか事業所(以下「同社」という)に対し、厚生労働省労働基準局長の無災害記録証(第3種)を授与しました。

無災害記録証は、業種と規模に応じて定められた一定の無災害記録の時間数に到達した事業場に対して、厚生労働省労働基準局長が無災害記録証を授与する制度です。本制度は、無災害の時間数に応じて第1種から始まり第5種までの5段階に分けられています。

同社は、主に、クリーンセンターの運営管理を行っており、労働災害を防止する取組として、約500種の作業手順書を作成し、多様な作業工程に対応させていること、労働者が業務中に危険を感じた点について、ヒヤリハット及びリスクアセスメントを提出してもらい、リスクの分析を行っていること、作業場の段差のある箇所にグレーチングを設け、転倒災害を防止すること等を行い、労働災害の防止に努めていました。

同社の所長は、「労働者の皆様には、ヒヤリハットやリスクアセスメントを通じて安全に対する意識を高めていただき、今後も無災害を継続していきたいです。」旨語っていました。

水戸労働基準監督署では、引き続き、事業場における自主的な安全活動を促進し、労働災害の防止を目的とした無災害記録証制度の周知を図ります。

[連絡先] 水戸労働基準監督署 電話029 - 277 - 7916